

薬事総合研究開発センター内部評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、薬事総合研究開発センター研究評価実施要領第3条第3項の規定に基づき、内部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は、薬事総合研究開発センターにおいて次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 総務課長
- (4) 研究協力課長
- (5) 創薬研究開発センター長
- (6) 製剤開発支援センター長
- (7) 製剤研究課長
- (8) 試験課長
- (9) 薬用植物指導センター長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、所長とする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長が予め指定する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、所長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、研究協力課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。